

未成年（17歳まで）の市民活動団体登録について（案）

市民活動団体の登録について、未成年の会員が含まれる場合、次のとおり取り扱います。

<未成年と成年の会員で構成する団体> … I

通常の登録要件に従って登録承認しますが、代表者が未成年である場合は、その保護者の同意書（別紙様式参照）を要します。

<未成年のみによって構成される団体> … II

全会員の保護者の同意書を要します。また、団体登録後、新たな未成年の会員が入会した場合も、都度当該会員の保護者の同意書を提出する必要があります。

【参考1：犬山市の市民活動団体の登録によって生じる効果】

- ①登録情報の公開による社会的認知と社会的信用の付与
- ②市民活動助成金への応募資格
※助成金の応募資格については、Iのみとし、別途公募要領にて記載予定
- ③協働プラザへのチラシ設置、展示スペース利用、備品借用、交流スペースの予約、貸しロッカー利用
- ④公共施設使用料減免認定証の発行、一部公共施設の減免認証
- ⑤市民活動災害補償保険の対象
※被保険者は保護者となる

【参考2：保護者の同意書を要する事例（各HPより）】

市町村	内容
高山市	未成年が役員となる場合は、保護者の同意を得ることを団体規約に記載し、代表者が未成年の場合は同意書が必要。
小平市	全会員の保護者の同意書が必要。15歳未満の会員が含まれる場合、成人の会員が必須。
名取市	代表者は高校生以上のみ。
つくば市	代表者は成年のみ、未成年は全会員の保護者の同意書が必要。

【参考3：未成年のみの団体登録に関する近隣市町ヒアリング記録】

市町村	未成年のみの団体登録に関する要件
A	未成年のみの団体登録に関する対応経験はない。特に年齢制限は設けていない（登録を阻む理由がない）ため、通常通り対応する。
B	未成年のみの団体登録に関する対応経験はない。特に年齢制限は設けていないが、もし申請があれば成人の会員を入れていただくように依頼する可能性がある。ただ、若者のまちづくりの参加は応援したい。
C	高校の部活動がNPO法人化した事例はあるが、中学生だけの団体が登録する想定はしていない。責任の所在を明確にするため、成年の会員を代表者に置く形で団体と調整することになると思う。
D	海外派遣事業の経験者で構成する団体はあるが、当時大学生が含まれており、今は社会人である。協働のパートナーの位置付けになるため、慎重に検討することになると思う。